

長井市営バス有料広告掲載基準

(趣旨)

第1 この基準は、長井市営バス有料広告掲載の取扱いに関する要綱第3条に規定する長井市営バスに掲載できるものの範囲についての基準を定めるものであり、広告への掲載の可否は、この基準に基づき判断するものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2 長井市営バスに掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならぬため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性のあるものでなければならない。

(掲載基準)

第3 次の各号に定める基準に該当する広告は掲載しない。

(1) 人権侵害、差別、名誉毀損等のおそれがあるもの

(2) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの

ア 選挙、政党若しくは政治団体又は政治活動に関するもの

イ 宗教団体による布教活動を主目的とするもの

ウ 個人、団体等の意見の宣伝となるもの

エ 国内世論が大きく分かれているもの

(3) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの

ア 貸金業の規制等に関する法律第2条に規定する貸金業に関するもの

イ 誇大な表現(誇大広告)及び根拠のない表示や誤認を招くような表現

例:「世界一」「一番安い」等

ウ 射幸心を著しくあおる表現や購入を急がせる表現

例:「幸運を招く〜」「今が・これが最後のチャンス(今購入しないと次はないという意味)」等

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等で認められていない業種・商法・商品

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ 責任の所在が明確でないもの

ク 広告の内容が明確でないもの

ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(4) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業に関するもの

イ 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。

ウ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現

- エ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- オ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- カ ギャンブル等を肯定するもの
- キ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (5) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるもの
 - ア 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - イ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - ウ 社会的に不適切なもの
- (6) その他次のいずれかに該当するもの
 - ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - イ 公益性を損なうおそれがあるもの
 - ウ 広告掲載の円滑な運営に支障をきたすもの
 - エ その他掲載することが適当でないと認められるもの

(業種ごとの基準)

第4 長井市営バス運行の主管課は、広告の掲載申込みがあった場合は次の各項目に定める業種ごとの基準に基づき、掲載の可否及び表示内容等を審査する。

(1) 薬局、医薬品等

薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）については、薬事法を遵守すること。不明な点は、関係機関へ確認する。

(2) 健康食品等

いわゆる健康食品、保健機能食品及び特別用途食品については、健康増進法及び食品衛生法を遵守すること。

(3) 病院・診療所・助産所

- ア 医療法第6条の5から7までの規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。
- イ 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。
- ウ 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。
- エ 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される旨等、その効果を推測的に述べることはできない。
- オ 写真については、病院の全景や当該医療機関が保有している医療設備、機器の写真等、医療に密接に関わるものは広告できない。
- カ マークを用いることはできるが、そのマークが示す内容を文字等により併せて表記しなければならない。赤十字のマークや名称は自由に用いることができない。不明な点は関係機関に確認する。

(4) 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）

- ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条又は柔道整復師法第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。
- イ 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。
- ウ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティ

ック等)の広告は掲載できないため、業務内容の確認は必ず行う。

(5) 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等

ア 介護老人健康施設については、介護保険法第98条の規定により広告できる事項以外は一切広告できない。

イ 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。

ウ 有料老人ホームにあっては、厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、所管都道府県の指導に基づいたものであること。また、公正取引委員会「有料老人ホーム等に関する不当な表示」に抵触しないこと。

(6) 不動産事業

ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、宅地建物取引業免許等を明記する。

イ 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記する。

ウ 不動産公正取引協議会連合会「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。

エ 契約を急がせる表示は掲載しない。

例：早い者勝ち、残り戸数あとわずか 等

(7) 人材募集広告

ア 労働基準法等関係法令を遵守すること。

イ 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあっ旋の疑いのあるものは認めない。

ウ 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的とするものは掲載しない。

(8) 語学教室等

安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

例：一カ月で確実にマスターできる 等

(9) 学習塾・予備校等(専門学校を含む。)

ア 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する。

イ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。

(10) 資格講座

ア 民間の講習業者が「労務管理者」などの名称で資格講座を受け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理者を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。また、下記の趣旨を明確に表示すること。

「この資格は国家資格ではありません。」

イ 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。下記の趣旨を明確にすること。

「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」

ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

エ 受講費用が全て公的給付で賄えるかのように誤認される表示はしない。

(11) 旅行業

ア 旅行業登録番号、所在地、補償等の内容を明記する。

イ 不当表示に注意する。

例：行程にない場所の写真 等

(12) 通信販売業

返品等に関する規定が明確に表示されていること。

(13) 古物商・リサイクルショップ等

ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

イ 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。

例：回収、引き取り、処理、処分、撤去、廃棄 等

(14) 質屋、チケット等再販売業

ア 個々の相場、金額等の表示はしない。

例：〇〇〇のバッグ 50,000 円、航空券 東京～福岡 15,000 円 等

イ 有利さを誤認させるような表示はしない。

(15) 映画・興業等

ア 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。

イ 性に関する表現で、露骨及びわいせつなものは掲載しない。

ウ いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。

エ 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。

オ その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。

(16) その他注意を要する表示

ア 割引価格の表示

割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

イ 比較広告（根拠となる資料が必要）

主張する内容が客観的に実証されていること。

ウ 無料で参加・体験できるもの

費用がかかる場合はその旨明示すること。

例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途必要」 等

エ 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告は掲載しない。

広告主の法人名、所在地、連絡先を明記する。連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHSのみは認めない。また、法人格を有しない団体の場合は、責任の所在を明らかにするため代表者名を明記する。

オ 肖像権・著作権

無断使用がないか確認する。

カ 宝石の販売

虚偽の表現に注意する。（必要に応じて公正取引委員会に確認する。）

キ アルコール飲料

(ア) 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示する。

例：「お酒は二十歳を過ぎてから」 等

(イ) 飲酒を誘発するような表現は使わない。

例：お酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿 等